

# 越生町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 越生町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

越生町の農業集落排水事業は、町の西部に位置した地域で実施し、地域全体が外秩父山地から連なる中山間地域です。昭和63年から上大満地区、平成3年に中大満地区、平成5年に下大満地区、平成6年に上谷地区、平成8年に小杉日向山中地区、平成11年に堂山地区、平成16年に小杉日影太梅地区が供用開始し、7処理区すべてが整備を完了しています。これらの施設は供用開始から約17～33年が経過し、各処理施設の老朽化対策が必要です。

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和63年度 上大満地区 (33年) 平成3年度 中大満地区 (30年) 平成5年度 下大満地区 (28年) 平成6年度 上谷地区 (27年) 平成8年度 小杉日向山中地区 (25年) 平成11年度 堂山地区 (22年) 平成16年度 小杉日影太梅地区 (17年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非法適
処理区域内人口密度	9.2人/ha (令和3年3月31日)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	7処理区		
処理場数	7施設		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無し		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	農業集落排水事業の使用料体系は、使用水量に応じた従量制とその増加に伴って単価を高くする累進制をとる体系となっています。井戸水等上水道以外を使用する場合の水量は処理人数に5m <sup>3</sup> を掛けた水量を加算します。 (月額税別) 基本料金(10m <sup>3</sup> まで) 850円 10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで 90円/m <sup>3</sup> 30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで 100円/m <sup>3</sup> 50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで 120円/m <sup>3</sup> 100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで 140円/m <sup>3</sup> 200m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで 160円/m <sup>3</sup> 500m <sup>3</sup> を超え1000m <sup>3</sup> まで 180円/m <sup>3</sup> 1001m <sup>3</sup> 以上 200円/m <sup>3</sup>
業務用使用料体系の 概要・考え方	使用量の算定は上水道使用量をもとに算出し、基本料金を含む10m <sup>3</sup> までは850円(月額税別)です。10m <sup>3</sup> を超えると上記の料金体系により加算します。井戸水等上水道以外を使用する場合の水量は処理人数に5m <sup>3</sup> を掛けた水量を加算します。

その他の使用料体系の概要・考え方	学校のプールで、集落排水施設に流さない水量は、使用水量から差し引いた水量で請求をしています。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	1,750 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	1,916 円
	令和元年度	1,750 円		令和元年度	1,811 円
	令和2年度	1,750 円		令和2年度	1,923 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職員数	令和3年4月1日現在 産業観光課長1名及び農林担当5名の計6名(農業集落排水事業担当兼務1名)
事業運営組織	越生町の農業集落排水事業は産業観光課農林担当に属し、農業集落排水の管理と事務を行っています。

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設と中継ポンプ施設の保守点検</li> <li>・処理施設内で発生した汚物等の処理</li> <li>・上水道との料金一括徴収</li> </ul>
	イ 指定管理者制度	活用無し
	ウ PPP・PFI	活用無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	活用無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設などはありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙1のとおり
---------

## 2. 経営の基本方針

- ・公共用水域の水質保全  
計画的な施設維持管理の実施により、農村部の生活環境の向上、農業用水や河川の水質保全に努めます。
- ・水洗化率の向上、財源確保  
少子高齢化や人口減少等厳しい社会情勢にあるなかで、主たる財源である使用料収入の確保のため、水洗化率向上に努めるとともに、未収金対策による収納率の向上に努めます。
- ・持続可能なサービスの提供  
令和2年度に策定した最適整備構想に基づき、修繕・改築計画の平準化等を計画的に推進し、財政負担の低減を図り、持続可能で安定的なサービスを提供していきます。
- ・経営基盤の強化  
経営感覚をもった人材育成のため、各種の講習会、研修会へ積極的に職員が参加し、経営基盤の強化に努めます。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙(様式第2号)のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

- ・投資の目標に関する事項  
越生町の農業集落排水事業は、計画地区すべての整備が完了しているため、新規施設の整備にかかる建設改良費は計上していません。
- ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項  
既存施設の維持管理費と、令和2年度に策定した最適整備構想での改修や修繕費を見込んでいます。
- ・広域化・共同化・最適化に関する事項  
統合等は今後検討していくため必要な経費等は計上していません。
- ・投資の平準化に関する事項  
各施設の劣化状況による優先度を把握したうえで、最適整備構想に基づき効率的な改修、修繕を実施します。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

- ・財源の目標に関する事項  
越生町は少子高齢化に伴う人口減少が続いているため、新規受益者や未接続者への加入を推進し、現在の水準を維持します。
- ・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項  
使用料金は毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合と集落排水事業で同一となっているため、見直しの際には下水道組合の使用料金を注視する必要があります。
- ・企業債に関する事項  
現時点では見込んでいません。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・動力費に関する事項  
令和2年度決算をもとに計上しています。
- ・修繕費に関する事項  
耐用年数を過ぎた機器が多くあるため、効率的な改修や更新を実施します。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	施設の統合等、今後検討を進めます。
投資の平準化に関する事項	個々の施設・管路の重要度・優先度を踏まえ、更新時期の見直し等を検討し、投資費用の平準化を図ります。大規模改修では、補助金・企業債を活用し財源の確保に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	未検討
その他の取組	未検討

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	将来の大規模修繕費用等を考慮すると、料金の増額改定の検討が必須となります。下水道組合と使用料金が同一となっているため、下水道組合の使用料金を注視する必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	未検討
その他の取組	建設改良に当たっては、国補助金の活用や有利な起債を発行するなど、適切な財源確保に努めます。また、日々の維持管理を徹底し、施設寿命の延伸に努めます。今後の大規模な設備投資にかかる財源確保に努めます。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	未検討
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	電気料については契約先の検討を行います。また、省エネルギー効果のある機器への交換を進めます。
薬品費に関する事項	統合や汚水処理能力の適正化を検討し、効率的な施設運営を行うことにより、薬品費の削減に努めます。
修繕費に関する事項	策定した最適整備構想をもとに施設の定期点検を強化し、細やかなメンテナンスを実施して、大規模修繕時の費用を抑制させていきます。
委託費に関する事項	委託業務に関しては、今後も契約方法や業務内容の精査などにより、委託料の削減に取り組みます。
その他の取組	未検討

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	今後は3年～5年毎に見直し(ローリング)を行うことにより、本戦略の事後検証、更新を行います。本戦略では、収支の状況が厳しいものになっています。実際に事業継続のためには現状維持ではなく、対策を講じる必要があることが明確になりました。
---------------------	---